

Tottori Institute of Invention and Innovation

Chizai Tottori



知財とっとり

2017
12月号 Vol. **81**



とっとり花回廊のイルミネーション
～とっとり花回廊(鳥取県西伯郡南部町)～

写真提供: 山本 和弥様 (鳥取県岩美町)
Instagram name: ymtkzy

発行: 鳥取県知的所有権センター
〒689-1112 鳥取市若葉台南7-5-1

■一般社団法人鳥取県発明協会

TEL: 0857-52-6728 FAX: 0857-52-6674

■公益財団法人鳥取県産業振興機構

TEL: 0857-52-6722 FAX: 0857-52-6674

知財 とっとり



Vol. 81

2017.12月号

鳥取県知的所有権センターポータルサイト



<http://tottorichizai.com/>

とっとりちがい

検索

鳥取県知財総合支援窓口



<http://torimado.com/>

知的財産、まるごと解決

検索

鳥取県発明協会



<http://www.toriton.or.jp/~thatsu/>

とっとりはつめい

検索

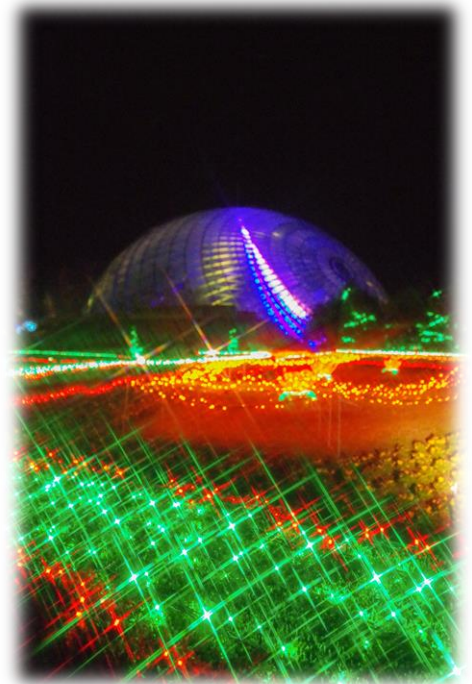
❖ 目次 ❖

1. 「知財専門家駐在日」のお知らせ (平成30年1月)
2. 「第59回鳥取県発明くふう展」・「第17回鳥取県未来の科学の夢絵画展」表彰式 開催報告
「第59回鳥取県発明くふう展」・「第17回鳥取県未来の科学の夢絵画展」作品展示会報告
3. 鳥取県知的所有権センター担当者より
- 4.~7. 特許探偵団 Vol.17 非対称飛行機
- 8.~9. 知財Q&A
～意匠登録出願日が、元従業員が第三者に製造の発注をした日より遅い場合、その登録意匠は無効になるの?～
10. 書籍のお知らせ (発明推進協会の本 2017.12)



～フラワードーム内のデジタルタワー～

写真提供: 山本 和弥 様 (鳥取県岩美町)
(Instagram name:ymtkzy)



～フラワードームとネオンの光～

写真提供: 山本 和弥 様 (鳥取県岩美町)
(Instagram name:ymtkzy)

「知財専門家駐在日」のお知らせ

「知財総合支援窓口」(独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)請負事業)

月 日	時 間	場 所	知財専門家
1月 11日 (木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	中西弁理士
1月 15日 (月) <small>※1/1(月)が祝日のため開催日が変更となっております</small>	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構 西部支部 2階	田中(俊)弁理士
1月 18日 (木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	田中(秀)弁理士
1月 25日 (木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	黒住弁理士
1月 26日 (金) <small>※1/24(水)開催予定が変更となっております</small>	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構	上田弁護士

※ 上記相談の対象は中小企業、個人事業主及び創業検討中の方のみとなります。
 その他の方は知財コーディネーターが対応させていただきます。

※ 日程が変更になる場合がありますので、電話及びE-mail等にてご確認ください。
 鳥取県知財総合支援窓口サイト (<http://torimado.com/>) では、窓口状況の確認もできますので
 ご利用ください。

お申し込み連絡先



鳥取県知財総合支援窓口

■TEL 東部窓口：0857-52-5894
 西部窓口：0859-36-8300



■E-mail: torimado@toriton.or.jp

「知財総合支援窓口」の電話が通話中の場合は下記におかけ直してください。」

一般社団法人鳥取県発明協会 0857-52-6728
 公益財団法人鳥取県産業振興機構 0857-52-6722

★商工会議所・図書館での相談会等のご案内

※ご予約・お問い合わせは、各会場にご連絡ください。各会場共通 開催時間は13:00~16:00

月 日	会場(予約・問合せ先電話)	名 称	時 期
1月 4日 (木) 1月 16日 (火)	倉吉市立図書館 (TEL:0858-47-1183)	特 許 等 無 料 相 談 会	毎月第1・3火曜日 (13:00~16:00) ※1/2(火)祝日により→1/4(木)に変更
1月 5日 (金) 1月 19日 (金)	倉吉商工会議所 (TEL:0858-22-2191)		毎月第1・3金曜日 (13:00~16:00)
1月 9日 (火)	鳥取県立図書館 (TEL:0857-26-8155)		毎月第2火曜日 (13:00~16:00)
1月 10日 (水)	境港商工会議所 (TEL:0859-44-1111)		毎月第2水曜日 (13:00~16:00)
1月 17日 (水)	米子商工会議所 (TEL:0859-22-5131)		毎月第3水曜日 (13:00~16:00)
1月 23日 (火)	米子市立図書館 (TEL:0859-22-2611)		毎月第4火曜日 (13:00~16:00) ※今月は弁理士駐在日です

独自開催

鳥取商工会議所 中小企業相談所 (TEL:0857-32-8005)	特許相談会	毎月第3火曜日 (10:30~16:30)
------------------------------------	-------	-----------------------

「第59回鳥取県発明くふう展」・「第17回鳥取県未来の科学の夢絵画展」表彰式 開催報告

「第59回鳥取県発明くふう展」及び「第17回鳥取県未来の科学の夢絵画展」受賞者表彰式が、平成29年12月2日(土)、国府町コミュニティセンター 多目的ホール(鳥取市国府町)にて開催されました。

鳥取県知事賞をはじめ各賞の受賞者に表彰状と副賞が授与されました。受賞された皆さま、おめでとうございます。



「第59回鳥取県発明くふう展」・「第17回鳥取県未来の科学の夢絵画展」作品展示会報告

平成29年11/23(木)～12/3(日)、「第59回鳥取県発明くふう展」・「第17回鳥取県未来の科学の夢絵画展」にご応募いただいた全作品の展示会を、昨年に続き、因幡万葉歴史館 民俗企画室(鳥取市国府町町屋)にて開催いたしました。

鳥取県内よりご応募いただいた作品には、くふうを重ねた面白さや驚きなど、思考を凝らした作品がたくさん出品されていました。

ご覧になられた皆様、また様々な発想が思いつき作品を出品してみたいと思いつかれた皆様、是非来年度のご応募お待ちしております。





「登録商標の使用・不使用の事例」

知財コーディネーター 澤田 宏二

ご相談者様から「どのように使用するかは未定だが、とりあえず商標権を取っておきたい」といった相談をよく受けます。

しかし、登録した商標と異なる商標を使用している場合、せっかく商標登録を行っても取消となる場合があります。そこで、今回はどの程度異なっている場合がセーフで、アウトなのかをご紹介します。

1) 登録商標の使用と認められる例

- ア. 書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標
- イ. 平仮名の文字の表示を変更するもので、同一の称呼及び概念を生ずる商標
 - ・平仮名と片仮名相互間
例：ちゃんぴおん←○→チャンピオン
 - ・平仮名及び片仮名とローマ字相互間
例：ラブ（らぶ）←○→LOVE
- ウ. その他社会通念上同一と認められる商標
 - ・称呼及び概念を同一とする場合の平仮名及び片仮名と漢字の相互間の使用
例：ハツユメorはつゆめ←○→初夢
 - ・二段併記等の構成で上段及び下段の各部分が概念上同一の場合のその一方の使用

2) 登録商標の使用と認められない例

- ア. 平仮名と片仮名相互間で、外来語等で相互に変更することにより特定の概念が失われ別意な概念が生じるとき
例：チョコ←×→ちょこ（猪口）
- イ. 平仮名及び片仮名とローマ字相互間で、同一の称呼を生ずる場合で、平仮名及び片仮名とローマ字のいずれかに別意な概念が含まれるときの相互間の使用
例：ピース（平和、小片）←×→Peace（平和）、Piece（小片）
- ウ. その他社会通念上同一と認められない商標
 - ・同一の称呼を生ずる場合で平仮名・片仮名と漢字いずれかに別意な概念が含まれるとき
例：ききょう←×→帰郷、桔梗
 - ・称呼が相違する場合の漢字とローマ字相互間
例：虹←×→rainbow

【クイズ】

それでは、商標の使用について「ちゃんと理解しているよ」という方は、次のクイズにチャレンジしてみてください。

次のうち登録商標の使用と認められるのはどれでしょう？（「/」は二段併記を表す。）

- 1. 登録商標「PRIDE/プライド」 × 使用商標「PRIDE」
- 2. 登録商標「サーパス/SERPAS」 × 使用商標「サーパス」「SURPASS」
- 3. 登録商標「NALDEC/ナルデク」 × 使用商標「Naldec」
- 4. 登録商標「ガビッチ/GABICCI」 × 使用商標「ガビッチ」「GABICCI」



答えは、(1) (3) (4) です。

「PRIDE/プライド」のように、上下の称呼及び概念が同一の既存語の組み合わせであれば、一段で使用しても、他人の権利を侵害する恐れや不利用であるとして取り消される恐れは少ないものと思われます。しかし、二段併記の商標は、2つの商標の組み合わせではなく、あくまで「1つの商標である」ということを忘れずに、出願時も使用時も十分な配慮を行う必要があります。

これを機会に、自社の商標の使用が登録商標の使用かどうかご確認いただければと思いますが、よくわからないという場合は、知財総合支援窓口にご相談下さい。

ネズ爺 & ハテナンの

特許探偵団

DETECTIVE TEAM OF PATENT



非対称には理由があるのじゃ。



ネズ爺

Vol.17 非対称飛行機

ハ：今回は、ドイツの特許ですか。図面に描いてある飛行機、変な形ですね？

爺：左右非対称な飛行機の特許じゃよ。

ハ：うーん……インパクトはありますが、飛行機を非対称にする意味なんてあるのかニャア？ 古今東西、飛行機は左右対称と決まっていますよ。

爺：この発明は、用途や作用効果の視点からも非常に興味深いものなのじゃ。

ハ：左右非対称機の用途ってなんだろう。メリットも思いつかないです。

爺：モノの形には全て理由があるものじゃよ。

左右非対称の名機といえば、コレですよ♪



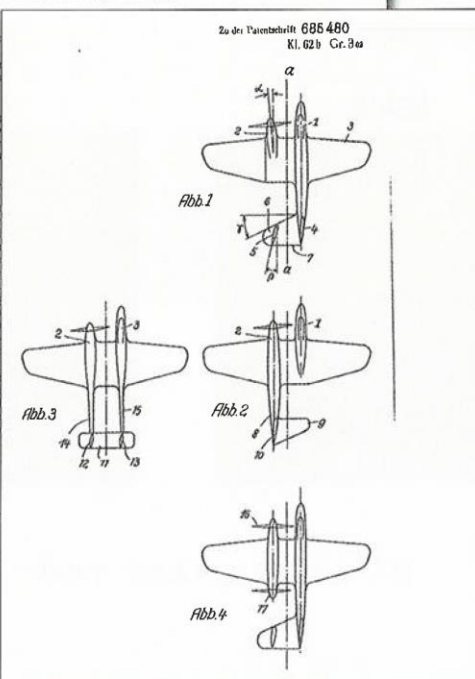
ハテナン



Es sind Flugzeuge bekannt, bei denen die Kumpfe aus der Mitte versetzt sind. Bei demartigen Flugzeugen jeder Kumpfstück mit einer Luftschraube versehen; jede Luftschraube arbeitet eigenen Luftstrahl.

Der Erfindung liegt nun ein Flugzeug, das einen oder mehrere Motoren und eine oder mehrere Luftschrauben in dem Kumpfe des Flugzeuges, im letzten Fall aber im gleichen Luftstrahlten sollen.

Erfindungsgemäß wird hier ein triebwerkes Flugzeug insoweit beschrieben, als das Triebwerk eines triebwerklosen Rumpfes oder eines werklosen Contes andererseits ausgesetzt sind. Dadurch ergibt sich ein Flugzeug, das den Vorteil hat, daß der Kumpffestbau, die triebwerklose Konstruktion durch den Motor oder die Motoren verursachte Erschütterung weicht. Der triebwerklose Kumpffestbau bei schweren Massen auf, das bei Verminderung der Gefahr bei Unfällen in dem Kumpffestbau für die des Flugzeuges, so daß hierdurch eine minderinger direkter Feuergefahr eintritt. Ferner ist zu heben, daß die Insassen des Flugzeuges unbehinderte Sicht haben. Die Völlig Abwehrkräfte können durch Moto



今回の特許公報： 単エンジン飛行機

ドイツ特許第 685480 号
 発明の名称：Flugzeug mit einem oder mehreren Motoren
 権利者：Blohm & Voss, Richard Vogt
 発明者：Richard Vogt
 出願日：1935年05月16日
 登録日：1939年12月18日

1. 偵察機の仕様

ハ：それにしても、「無理を通して道理を蹴っ飛ばす」※1
ような形だニャア！ 発明者は、なぜ、こんな左右非
対称の飛行機を発想したのでしょうか？

爺：まず、発明者について説明しておこう。発明者は、リ
ヒャルト・フォークト博士といって日本の航空機産業
の黎明期に貢献をしたドイツ人じゃ。

ハ：日本と関係があった人なんですか？

爺：そうじゃ。次回、詳しく説明する予定じゃが、彼は若
き技術者としてドルニエ社から推薦され、1924～
1933年にかけて日本に滞在しておる。そしてその間、
川崎重工において、自ら陸軍に正式採用された軽爆撃
機を設計し、後に飛燕や屠龍などを設計する土井武夫
氏などの設計技術者を育てるのじゃ。※2

ハ：へー。なんか親近感が湧いてきます。それにしても、
こんな変な形の飛行機を発想するなんて、特別な理由
があったのですか？

爺：事の発端は、新生ドイツ空軍が新しい偵察機の仕様を
発表し、新型機のコンペを行ったことにある。「三座
で全方位視界が得られる単発の短距離偵察機。地上攻
撃や煙幕展開も可能」という仕様じゃ。※3

ハ：なるほど。偵察機という用途がキーワードですね？
それにしても、「全方位視界」というのはくせ者です
ニャア。

爺：日本から帰国し、当時ブロームウントフォス社 (Blohm
& Voss) の主任設計者を務めていたフォークト博士は、
この非対称航空機の家をもって、応募したわけじゃ。

ハ：ネス爺、アイデアだけならともかく、こんなアンバラ
ンスな飛行機を実際に作ったのですか？

爺：フォフォフォ、下の模型を見るがよい。Bv141Bとい
う機体じゃ。量産機5機を含む、全20機が製作され
ており、東部戦線で実際に使用されておる。



COMMENTS

※1) アニメ「天元突破グレンラガン」(GAINAX 2008年)の、カミナの名言。

※2) 土井武夫は、回想記で、「私をはじめ川崎の若いエンジニアを教育指導してくれた大恩人である」との言葉を残している『飛行機設計50年の回想』(土井武夫著 酣燈社 p.18)。

※3) 『異形機入門』(飯山幸伸著 光人社NF文庫 p.89)。1937年のドイツ空軍省からの通達による。

※4) 『飛行機設計50年の回想』(前出、p.128)に当時、航空省技術局長だったウーデット將軍とのBv141に関するやり取りが詳述されている。

※5) B型において、エンジンを高出力のBMW801に替えたため操縦特性に難が生じたことがBv141不採用の理由とされているが、個人的にはBv141の非対称形状は、ナチス党からみたゲルマン民族の健全性と背反したことが大きな原因ではないかと感じる。本偵察機のコンペが行われる直前には、ベルリンオリンピックが開催されている(1936年)。

ハ：わわ、スゴイ！ 本当に作っちゃったんですね。それ
にしてもこの機体、うまく飛んだのですか？

爺：仕様を示したドイツ空軍自身が、ブロームウントフォ
ス社からの提案に驚いたようじゃ。しかし、大方の予
想に反して、プロトタイプは、思いのほか順調に飛行
し、操縦特性も問題なかったとのことじゃ。

ハ：でも、量産機の製作数が5機なんですよ。結局、不
採用と同じじゃないのですか？ 他の会社からはど
のような応募があったのですか？

爺：うむ。まずは、アラド社(Arado)の応募案、Ar197じゃ。



「German Short-Range
Reconnaissance plane」
(Schiffer Publishing 社)
より転載

ハ：ゴンドラ式の偵察員席ですね。オーソドックスな解決
策ですが、なんか心躍らないデザインですニャ。

爺：フォフォフォ、そうじゃな。では、フォッケウルフ社
(Fokke-Wolf)からの応募案も見てみよう。Fw187と
いう機体じゃ。



ウィキペディア
「Fw187」より転載

ハ：そうか、双発機にしたわけですね。3機のなかでは、
これが一番カッコイイニャ。

爺：そうじゃな。Bv141との競争の結果、この機体が逆転
して量産されることとなったのじゃ。※4

ハ：なるほど。あれ？ ……でも、「単発」という仕様には
合ってませんよ。これはルール違反じゃないですか？

爺：採用過程で、当時政権を取ったナチス党は均整のとれ
たこのFw187を評価しておる。個人的な感想じゃが、
ゲルマン民族優位を掲げる彼らの美意識は、非対称の
Bv141を受け入れなかったのではないかのう。※5

ハ：うーん、難儀な時代だったのですね。

2. 本件特許のクレームと作用効果

ハ：でも、ネズ爺。この非対称飛行機の操縦性能が良かったなんて、どうしても納得できないデス。

爺：モビール^{※6}だって左右の重さが同じなら釣り合うぞ。

ハ：そりゃ、エンジン側胴体とコクピットモジュールの間に重心を置けば静的には釣り合うと思いますが、動力であるエンジンを中心にみると右側の空気抵抗が大きくなって動的には釣り合わないんじゃないですか？

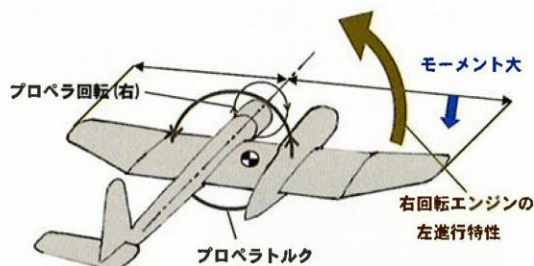
爺：おお！ ハテナン、お主、今回は鋭いのう。

ハ：「今回は」は余計ですニャ。このような非対称飛行機って、重心と正面の空気抵抗の中心が一致しないから、どう考えても直進しないですよええ。

爺：それでよいのじゃ。プロペラが一方へ回転する以上、そもそも飛行機は直進しないのじゃからな。

ハ：???

爺：機体には、プロペラの回転方向と反対に反力が作用しているのじゃ。下の図を見るがいい。



ハ：パイロットから見て、時計方向にプロペラが回転する場合は機体に反時計方向の反力がかかるわけですね。

爺：そうじゃ。右側が持ち上がり、結果として機体は左側に振られることになる。しかし、エンジンより右側がより大きいモーメントを有していれば、これを抑えて釣り合いが取れる、というわけじゃよ。^{※7}

ハ：論理は分かりました。でもニャ……。

爺：でも、なんじゃ。

ハ：だったら、もっと多くの飛行機が左右非対称になっていてもいいんじゃないかと思って。

爺：何を言うとする。単発のプロペラ機には、数多くの左右非対称な飛行機が存在するのじゃよ。

ハ：左右非対称の機体なんて全然思いつかないですよ。

COMMENTS

※6) アームの左右端に、同様なアームを糸でつることを繰り返し、アームの糸のつり下げ位置を変化させてバランスを取ったオブジェ。

※7) 翼が長ければ揚力もバランスを崩すが、Bv141では翼面積が同じとなるように設計されていたと思われる。

※8) ドイツ語から英語に機械翻訳したものを和訳したため、正確性を欠く場合がある。

※9) ラダーやエルロンなど動翼部分に取り付けられた小片部で、動翼の動きと反対に動き、その動作を助けるものである。その位置はコクピットから微調整でき、舵角の初期設定を変えられた。なお、映画「紅の豚」(スタジオジブリ 1992年)のなかで、フィオがポルコに「タブを使って!」と叫ぶシーンがあるが、それがこのトリムタブである。

爺：それは、後で説明することとするぞ。まずは、いつものように本特許発明のクレームを見ていくぞ。^{※8}

1. Flugzeug mit einem Motor oder mehreren Motoren und einer oder mehreren Luftschrauben, die im letzten Fall im gleichen Luftstrahl liegen, dadurch gekennzeichnet, dass bei unsymmetrischem Aufbau das Triebwerk einerseits und ein triebwerkloser Rumpf oder eine triebwerklose Gondel andererseits aus der Mitte gesetzt sind.

1. 単一エンジンまたはそれ以上のエンジンを有する飛行機であって、進行中心線から偏心させて推進力中心線を配置し、その対称位置にゴンドラまたは非駆動軀体を設けた飛行機。

ハ：クレームは、機体の形態だけを記述していますね。

爺：本発明の作用効果も見てみよう。こう記載しておる。

「本発明の飛行機は、推進器の『トルク』を相殺して機体全般の操縦性を良くする」

爺：本願発明の作用効果は、発明の動機となった“良好な視界を得ること”ではなくて、直進性を高めるというところに置いているんじゃないよ。

ハ：ブroomウントフォス社としては、「ほら、特許でも飛行の安定性は論理的に認められてますよ」って言いかけたのかもしれないね。

爺：フォフォフォ、特許にはそういう一面もあるな。

ハ：それにしても、非対称の飛行機の話が気になります。どんな機体が左右非対称なんですか？

爺：そう慌てるでない。確かに、零戦、飛燕、ワイルドキャット、スピットファイア等の機体は左右対称じゃ。

ハ：では、どうやって飛行方向を補正するのですか？

爺：これらは垂直尾翼にある方向舵のトリムタブ^{※9}を使って、舵角の初期設定を補正しているんじゃない。

ハ：へー、方向舵のデフォルト位置を変えるワケですか。今回のBv141のように、ドラマチックな形でなくてもいいのですね。

3. プロペラトルク対策のいろいろ

爺：そういうことじゃ。進行方向の補正は、いわば「プチ非対称」で十分なんじゃよ。

さて、非対称機じゃ。お主なら、どう方向を補正する？

ハ：そうですね。方向舵ではなくて垂直尾翼自体を傾けて取り付ければいいんじゃないですか？

爺：妥当な解決策じゃな。この方式を採用している機体に、F4Uコルセア戦闘機がある。左に2度傾いておる。^{※10}



ハ：へー、コルセアの垂直尾翼は傾いていたのですか。

爺：他のアイデアはないかの？

ハ：えーと、じゃ、今回のBv141と同じように左右の幅を変えるというのはどうでしょう。要はエンジンの回転軸に対して左右のバランスが違えばいいのでしょ？

爺：うむ、イタリアのMc202戦闘機が採用しておるな。しかし、Bv141と逆に、左翼を長くしておるのじゃよ。



ハ：え、なぜですか？

爺：左翼の揚力を大きくして、持ち上げておるのじゃ。^{※11}

ハ：アンバランスにもいろいろな理由があるのですね。

爺：他の方法はどうか。思いつかんか？

ハ：えっ、もっとですか？ ないとは思いますが、エンジン自体を傾けて機体に取り付けたらどうでしょう？

爺：フォフォフォ、それがあるのじゃな。それが、このフランスのMB152という機体じゃ。^{※12}

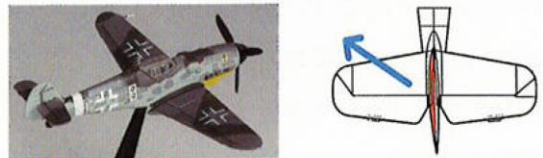


ハ：わっあるんですか！ 同調機銃の回^{※13}でも思いましたが、なんかフランス人の発想は漢らしいニャア(笑)。

爺：最後に、もう一つの解決策を紹介しよう。ドイツのメッサーシュミット社 (Messerschmitt) のアイデアじゃ。

ハ：ドイツですか！ また凝ったものじゃないですか？

爺：左の垂直尾翼の膨らみ (キャンバー) を大きくして負圧を発生させ、揚力的に引っ張るといものじゃ。^{※14}



ハ：Bf109の垂直尾翼が左右非対称だったなんて知りませんでした！ これは座布団1枚ですよ、歌丸さん。

爺：誰が歌丸じゃ！ せめて昇太じゃろ。

プロペラの回転方向

エンジンを駆動する際、プロペラの回転方向は任意に決定できるが、実は国によって決まっていた。日本、米国、ドイツのエンジンは、操縦者から見て右回転 (時計回り) であった。零戦の一式、坂井三郎は、プロペラトルクを利用した「左旋回込み」戦法を得意としたが、これは零戦の星エンジンが右回転だったからであり、もし左回転だったら、「左旋回込み」になっただけである。

一方、左回転 (反時計回り) を選択する国に、英国があった。ロールスロイス社のイーグルエンジン、グリフォンエンジン、プリストル社のペガサスエンジンやセントラリスエンジン、ネイピア社のセイバーエンジンなど、多くのエンジンが左回転であった。ただし、英国にも大きな例外があり、かの有名なマーリンエンジンは右回転が選択されていた。理由は定かではないが、マーリンエンジンは、先述のキャストレルエンジンに1段減速ギアが採用された経緯があり、駆動軸回転が右→左となった。なお、グリフォンエンジンは2段減速ギアを有するため、右→左→右となっている。

英国の製作機、スピットファイアは、前期はマーリンエンジン、後期はグリフォンエンジンが搭載されており、両者はプロペラの回転方向が異なっていた。マーリンエンジンが大ヒットエンジンとなった点について留意してしまいが、回転方向から見ると、マーリンエンジンと異なる英製エンジンであった。



マーリン・スピットファイア



グリフォン・スピットファイア

中川 裕幸

中川国際特許事務所
所長・弁理士

Hiroyuki Nakagawa :
Head Patent Attorney at
Nakagawa International
Patent Office

〒103-0014

東京都中央区

日本橋蛸殻町

1-36-7

蛸殻町千葉ビル6F

Tel 03-5623-2900



COMMENTS

- ※10) 垂直尾翼を斜めに取り付け方式は、日本機でも、彩雲偵察機、天山艦上攻撃機が採用している。
- ※11) Mc202の左右の翼長の違いは20cmである。ハセガワやタミヤ・イタレリのプラモデルでも再現されているが、長さの違いは72分の1の模型で2.8mmであるため、物差しで測らないと分からない程度である。
- ※12) 手持ちの完成模型がないため、フランス・エール社プラモデルの箱絵を示す。なお、機首が右側ではなく左側に傾いているのは、搭載したグノーム・ローヌエンジンが (操縦者から見て) 左回転のため、右進行特性をもっていたからである。
- ※13) 本誌2015年5月号。
- ※14) メッサーシュミットBf109の尾翼型は、試作機から初期量産型のE型を経て、後期量産型のG型まで踏襲された。

「知財Q & A」は、知財総合支援窓口で実際にご相談のあった事例の中から、皆様のお役に立つと思われる案件をピックアップしてご紹介しています。



Q1

意匠登録出願日が、元従業員が第三者に製造の発注をした日より遅い場合、その登録意匠は無効になるの？

相談企業Xの元従業員Aは、在職中に製品Bの意匠を創作していましたが、AはXを退職する際に製品Bの図面を持ち出し、別の会社を興して、製品Bを下請けに作らせ販売しました。

相談企業Xは、製品Bの意匠登録出願を行ないましたが、その出願日は、元従業員Aが下請けに発注した日の後であることから無効の可能性があったことがわかりました。

また、製品Bの設計図については、企業X内における秘密管理性が充分ではなく、営業秘密には該当していない可能性が強いと思われます。

この場合、以下の点についてどのように対処したら良いか教えてください。

1. 元従業員Aが図面を持ち出したことに対して罪を問えるのでしょうか。元従業員Aが設計したにせよ、その生産物は当然企業の所有物であるので、勝手に持ち出したことに対して窃盗罪は成立するのではないのでしょうか。
2. 意匠権を無効とされないためになすべきことはどのようなことですか。また、元従業員Aが無効審判を起こそうとした場合、窃盗罪等で告訴することを告げて、審判請求させないことはできるのでしょうか。
3. 元従業員Aに製品Bの製造販売を止めさせる一般的な方法はどのようなものですか。

A

職務創作（意匠）に係る意匠登録を受ける権利について、予約承継または、当該意匠の創作後に契約によって承継をしている場合、意匠法第4条第1項の適用を検討するのがよいでしょう。

【1. について】

営業秘密の三要件に該当しないことであれば、営業秘密侵害罪の責任を問うことは難しくですが、要件に該当するかについて細かく検討する必要があります。

なお、窃盗罪の場合、刑法第235条で「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし」と規定され、ここで言う「財物」とは通則では有体物と解釈されています。このため、例えば、「設計図」を盗まれたというように、盗られた物を特定する必要がありますが、本件では、この事実関係が不明確です。電子データの場合には、「CD」や「DVD」などを盗まれたとなりますが、このとき、自分の「CD」や「DVD」に入れた、という場合には、「財物」を窃取したことになりませんので、窃盗罪は成立しません。

【2. について】

意匠法第15条第3項により準用される特許法第35条の適用を検討します。その前提として、相談企業の社内規程を検討します。相談企業Xが、職務創作（意匠）に係る意匠登録を受ける権利につき、元従業員Aから、予約承継または、当該意匠の創作後に契約によって承継をしている場合、意匠を受ける権利は相談企業Xに承継されていると考えられることから、意匠法第4条第1項の適用（新規性喪失の例外）を検討します。本件では、この適用が可能であれば、意匠権は無効にはならないように思います。なお、審査段階においても、当該規定の適用が受けられれば、元従業員Aが公知にした製品Bの意匠を理由に相談企業Xによる、製品Bの意匠に係る意匠登録出願が拒絶となることもないものと考えられます。

また、窃盗罪の成立の余地があれば、これを材料に元従業員Aと和解することを目指します。



【3. について】

意匠権で差止請求するのが通常です。

なお、従業員としての守秘義務契約違反の関係の確認も重要です。

参考情報1：意匠法

(意匠の新規性の喪失の例外)

第四条 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠は、その該当するに至った日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

(特許法の準用)

第十五条 特許法第三十八条（共同出願）、第四十三条第一項から第四項まで（パリ条約による優先権主張の手續）及び第四十三条の二（パリ条約の例による優先権主張）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは、「意匠登録出願の日から三月」と読み替えるものとする。

2 特許法第三十三条並びに第三十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、意匠登録を受ける権利に準用する。

3 特許法第三十五条（仮専用実施権に係る部分を除く。）（職務発明）の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした意匠の創作に準用する。

参考情報2：特許法

(職務発明)

第三十五条 使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という。）は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下「従業者等」という。）がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明（以下「職務発明」という。）について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。

2 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等のため仮専用実施権若しくは専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めのある条項は、無効とする。

3 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第三十四条の二第二項の規定により専用実施権が設定されたものとみなされたときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。

4 契約、勤務規則その他の定めにおいて前項の対価について定める場合には、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めるところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであつてはならない。

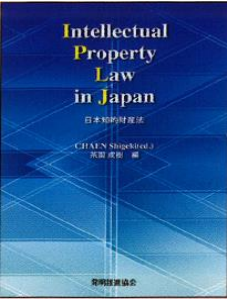
5 前項の対価についての定めがない場合又はその定めるところにより対価を支払うことが同項の規定により不合理と認められる場合には、第三項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

参考情報3：刑法

(窃盗)

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

書籍のお知らせ (発明推進協会の本 2017.12)



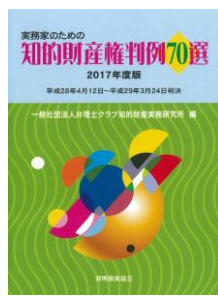
『知的財産法入門』(第1版:2013年、第2版:2017年)の英語版!
Intellectual Property Law in Japan
 日本知的財産法

CHAEN Shigeki (ed.)
 茶園 成樹 編 A5判 248頁
 定価3,240円 送料300円

近年、知的財産は、社会においてその重要性を高めており、これに伴い、知的財産法に関する知識を備えた人材がますます必要となってきています。本書は、2010年に知的財産法の全学的な教育・研究拠点として設定された、国立大学法人大阪大学 知的財産センターのスタッフにより日本の知的財産法の基礎を解説した『知的財産法入門』(第1版:2013年、第2版:2017年)を英訳したものです。本書によって、多くの方々に日本の知的財産法を理解してもらうことを期待しています。

ISBN978-4-8271-1301-3

鳥取県発明協会 会員価格： 2,592円



実務上の指針を付した知的裁判判例集
実務家のための知的財産権判例70選
 2017年度版

一般社団法人弁理士クラブ知的財産実務研究所 編 A5判 336頁
 定価3,240円 送料300円

2016年度に出された知的財産権に関連する裁判の判決から、注目の判決を厳選して掲載した実務家にとって必読の書です。審決取消事例を含む70件を掲載しています。判決を①事実関係②争点③裁判所の判断④実務上の指針の4つの視点から解説し、1件4頁にコンパクトにまとめた判決集です。また、●裁判例インデックス●裁判例索引●キーワード索引がついています!

ISBN978-4-8271-1303-7

鳥取県発明協会 会員価格： 2,592円



なおも更新中!
新米国特許法
 対訳付き 2017年版

服部 健一 著
 A5判 560頁 定価3,780円
 送料350円

本書は、新米国特許法(AIA)について判例を入れて体系的に整理し、米国特許商標庁発行の最新資料、情報を取り入れてわかり易く取りまとめています。今後の法改正の重要点である101条特許主題、102条公表の定義、当事者系/登録後レビュー等の改正提案の内容も紹介しています。参考として日米欧特許法比較や米国特許法基本問題(クレーム解釈、有効性、不正行為、侵害)の法解釈のあり方の解説を追加し、内容を充実させています。

ISBN978-4-8271-1298-6

鳥取県発明協会 会員価格： 3,024円



これから知財担当者になろうとされている方必見!

知財担当者になったら読むべき本

大石 憲一 著
 A5判 196頁 定価1,900円
 送料300円

知財業務自体、知的財産を扱うという性質上、秘密裏にかつ少数で行われるため、業務内容が広く周知されず、また専門的で特殊であることから余計に分かりにくいと思われています。そのため「知財担当になったら、知財業務の進め方がわからない」という声が多いのも事実です。この業界に20年以上いる著者が、特許・実用新案、商標や意匠など、各項目ごとに図を用いて丁寧に解説しています。特許制度に関する事例や意匠制度に関する事例も挙げているため、非常に分かりやすくまとめられています。この本を読めば、知財業務に対する苦手意識も解けるはずです。

ISBN978-4-8271-1291-7

鳥取県発明協会 会員価格： 1,520円



中国での商標権取得におすすめの一冊!!!

中国商標に関する商品及び役務の類似基準及びその解説 国際分類第11版対応
 平成29年5月30日施行版

岩井 智子 (編集/解説・翻訳)・
 李菲菲 (翻訳)
 B5判 500頁 定価4,860円
 送料560円

巨大な市場としての中国において商標権を得るには、類似の範囲を知っておく必要があります。第1編は、商標局編の「区分表」に日・英訳を付した対照表にしたもの。第2編は「区分表」に未掲載の商品及び役務で許容されたもの。第3編では、類否が重要となった14の判決について紹介しています。中国での商標権取得・行使を確実なものとするため、出願書類の記載に必須なものとして、おすすめの一冊です。

ISBN978-4-8271-1296-2

鳥取県発明協会 会員価格： 3,888円



注目される電気分野での明細書の書き方とは?

競争力を高める電気系特許明細書の書き方

特許業務法人志賀国際特許事務所
 知財実務シリーズ出版委員会 編
 A5判 536頁 定価3,240円
 送料350円

平成27年に「特許リエゾン」という本を上梓しました。(リエゾンとは架け橋という意味のフランス語)当該書籍は技術分野を特定せず一般的なものでしたが、本書は専門分野である電気技術をターゲットにしたものです。電気分野は、1990年代のソフトウェア、2000年代のいわゆるビジネス特許、現在の国際標準化とネットワークの普及に関する対応する技術等、開発技術が目まぐるしく変わっている分野です。本書は、より広く強い権利を取得できるように出願人に提案するノウハウを公開するものです。

ISBN978-4-8271-1279-5

鳥取県発明協会 会員価格： 2,592円

10



鳥取県発明協会の会員様は
 発明推進協会発行の書籍が20%OFFになります。

【書籍申し込み・入会お問い合わせ】

一般社団法人鳥取県発明協会 ☎ 0857-52-6728 E-Mail hatsu@toriton.or.jp



鳥取県特許関係情報 (平成29年11月発行)

◆特許公報目次・実用新案登録公報目次◆

出願人氏名	発明の名称	公報番号	出願番号	出願日
エイベクト株式会社	電子鈴デバイス	2017-204105	2016-094954	2016/5/10
カノンキュア株式会社	ヒト間葉系幹細胞を肝細胞へ分化誘導する新規化合物の合成と解析	2017-205526	2017-117768	2017/6/15
ブリリアントアソシエイツ株式会社	わさび加工品	2017-195827	2016-089937	2016/4/27
株式会社チュウブ	イネ科植物の生育方法	2017-195848	2016-091239	2016/4/28
国立大学法人鳥取大学	高活性アントシアニン類含有組成物	2017-203011	2016-097028	2016/5/13
国立大学法人鳥取大学	ヒト間葉系幹細胞を肝細胞へ分化誘導する新規化合物の合成と解析	2017-205526	2017-117768	2017/6/15
国立大学法人鳥取大学	けいれん重積型急性脳症の診断支援装置、診断支援プログラム及び診断支援方法	2017-209267	2016-103942	2016/5/25
大村塗料株式会社	水系接着剤組成物	2017-210512	2016-102905	2016/5/24
竹下 清助	コーヒードリッパー	2017-205467	2016-111327	2016/5/17
日本セラミック株式会社	パラメトリックスピーカ	2017-204661	2016-093542	2016/5/9
有限会社家の修繕・ねっとわーく	野菜類洗浄槽	2017-201922	2016-095011	2016/5/11
国立大学法人鳥取大学	認知症の予防及び/又は治療のための医薬	WO2016/136727	2017-502378	2016/2/23
株式会社ビック・ツール	3枚刃ドリル	特-06235737	2016-572849	2016/8/26
株式会社日本マイクロシステム	帯状部材取り付け具	特-06229137	2015-159956	2015/8/13
吉下 幸夫	足裏マッサージ器	特-06233902	2016-166360	2016/8/27
国立大学法人鳥取大学	高活性アントシアニン類含有組成物	特-06234503	2016-097028	2016/5/13
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	タグ取り付け具	特-06229135	2014-038581	2014/2/28
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	帯状部材取り付け具	特-06229137	2015-159956	2015/8/13
鳥取県	タグ取り付け具	特-06229135	2014-038581	2014/2/28
鳥取県	帯状部材取り付け具	特-06229137	2015-159956	2015/8/13
日本セラミック株式会社	超音波送受波器	特-06222767	2013-127842	2013/6/18
日本電産マシナリー株式会社	液剤吐出装置	特-06223733	2013-147098	2013/7/12
日本電産マシナリー株式会社	巻線装置および巻線方法	特-06232238	2013-199044	2013/9/25

◆商標出願状況◆

商標権者	文字商標	出願番号	指定商品又は指定役務
大鳥機工株式会社	OHTORI	2017- 67102	第6類・第7類
有限会社静岡	SANINCOSME+	2017- 35902	第3類・第44類
有限会社静岡	SC	2017- 35903	第3類・第44類
有限会社プラス・エー	オンリーワンメソッド	2017- 50963	第16類・第41類
鳥取電子株式会社	てんとうくん	2017- 28619	第11類
鳥取電子株式会社	PROMENADELIGHTPOLE	2017- 28620	第11類
有限会社FUNAZAWA	ちびっ子ケアベッタン	2017- 38780	第5類

※詳細は公報にてご確認ください。

※公報の送付をご希望の方は、鳥取県発明協会 (0857-52-6728) まで申し込んでください。

(価格・・・会員：1枚 21円、会員外：1枚 32円+送料)

鳥取県発明協会会員向けサービスのご案内

- サービス名・・・「つきいち検索サービス」(無料・希望者のみ)
- サービスの概要・・・ご希望のキーワード群(最大3群)を登録していただき、前1ヶ月間に登録・公開になった公報を特許情報プラットフォーム(J-Plat-Pat)を使用して検索した結果(リストのみ)を毎月1回無料で送付します。
- その他・・・本サービスは会員外は有料(3,000円/年間・キーワード群)
New!! 公報全文の送付は有料(会員21円/枚、会員外32円/枚)
- 当協会ホームページにバナー広告を掲載いたします。(希望される法人会員のみ)
～入会(会員)及びサービスの詳細は下記お問合せ・お申し込み先までご連絡ください～

鳥取県発明協会協賛会員募集のお知らせ

特に、次代を担う青少年の創造性豊かな人間形成を図ることを目的として行っている事業に対しご賛同いただける方に、協賛会員という形で事業運営にご協力をお願いしています。(ただし、協賛会員は社員総会での議決権はありません。)

《会員特典》

- ① 協会主催の青少年向け啓発イベント及び発明教室等の優先案内
- ② 協会が主催する青少年向け啓発イベント及び発明教室における参加費及び材料費の減免又は免除
(この特典は、会員本人及び父母、祖父母又は子、孫に適用する)
- ③ 協賛会員の希望による青少年向けニュース及び会報誌の無料配布

《年会費》

一口 3,000円(何口でもご加入いただけます)

《申し込み方法》

下記お問合せ・お申し込み先までご連絡ください。

年末年始のお知らせ

平成29年12月29日(金)から
平成30年1月3日(水)まで
休業となります。
皆さま、良いお年をお迎えくださいませ。



■お問合せ・お申し込み先■

一般社団法人鳥取県発明協会
〒689-1112 鳥取市若葉台南7丁目5番1号
電話：0857-52-6728 FAX：0857-52-6674
E-mail:hatsu@toriton.or.jp